

香川県中学校長会規約

- 第 1 条 本会は、香川県中学校長会と称する。
- 第 2 条 本会は、香川県中学校相互の緊密なる連携協力と親睦を図り、中学校教育振興上の諸問題を研究討議し、その解決促進に寄与することを目的とする。
- 第 3 条 本会は、香川県高松市西宝町二丁目 6 番 4 0 号 香川県教育会館内に置く。
- 第 4 条 本会は、県下中学校長を会員として組織する。
- 第 5 条 本会は、第 2 条の目的を達するために、次の事業を行う。
- 1 教育に関する研究討議
 - 2 教育に関する陳情建議ならびに諮問に関する答申
 - 3 教育に関する世論の振興
 - 4 各種教育団体その他との連携協力
 - 5 その他、本会の目的達成に必要な事業
- 第 6 条 本会には、次の役員を置き、その任期は 1 か年とする。ただし再任を妨げない。
- | | | | | | |
|---------|-----|-------|-----|-----|-----|
| 会 長 | 1 名 | 事務局次長 | 1 名 | 監 事 | 2 名 |
| 副 会 長 | 4 名 | 会 計 長 | 1 名 | | |
| 事 務 局 長 | 1 名 | 理 事 | 若干名 | | |
- 第 7 条 会長・副会長は、理事の互選とし、理事は各郡市校長会長、副会長等および各種団体（香中研・中体連・香同教中学校部会）の代表がこれに当り、監事は会員中より選出する。事務局長・事務局次長・会計長は会長が委嘱する。
- また、本会は顧問を置くことができる。顧問は会長が推薦し、理事会の承認を得て委嘱する。
- 第 8 条
- 1 会長は、本会を代表して会務を統理し、会議の議長となる。
 - 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時はこれを代行する。
 - 3 理事は、理事会において本会の予算および重要項目を審議する。
 - 4 事務局長・事務局次長は会務を処理する。
 - 5 会計長は、本会の一切の会計事務を掌る。
 - 6 監事は、会計監督をする。
- 第 9 条 本会の経費は、会費およびその他の収入をもってこれにあてる。
- 第 10 条 本会は、毎年 1 回総会を開き、会務および会計を報告する。また、必要に応じて臨時に総会を開くことができる。
- ただし、自然災害、感染症予防等やむを得ない事情がある場合は、紙面によって総会に代えることができる。
- 第 11 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日に終わる。
- 第 12 条 本会の規約は、総会において変更することができる。
- 第 13 条 本会は、会務を処理するために事務局に事務長を置く。その任免は会長が行う。
- 第 14 条 本会の設立年月日は、昭和 2 2 年 9 月 1 0 日とする。

附 則 本会の規約は、昭和 2 7 年 6 月 9 日から実施する。

昭和 4 0 年 6 月 8 日改正
昭和 4 9 年 4 月 2 6 日改正
昭和 5 6 年 4 月 2 1 日改正
昭和 6 2 年 4 月 2 8 日改正
平成 1 2 年 4 月 1 4 日改正
平成 1 9 年 4 月 1 2 日改正
平成 2 2 年 4 月 1 3 日改正
令和 3 年 4 月 9 日改正
令和 4 年 1 1 月 8 日改正